

秩父別町避難行動要支援者
避難支援プラン
(全体計画)

令和6年3月

秩父別町

目 次

第1章 総則	
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 避難行動要支援者の避難支援に関する計画の構成	2
第2章 避難行動要支援者	
1 避難行動要支援者の要件	3
第3章 避難支援等関係者及び避難行動要支援者名簿等の作成・管理	
1 避難支援等関係者	4
2 避難行動要支援者名簿の作成	4
3 要支援者名簿の提供に関する同意確認	5
4 避難支援等関係者への要支援者名簿の提供	5
5 災害時の情報提供	5
6 情報の更新と共有	6
第4章 避難支援プラン（個別計画）の作成	
1 避難支援プラン（個別計画）の作成	7
第5章 避難支援体制	
1 支援体制の整備	7
2 町及び避難支援関係者の役割	8
第6章 安否確認及び避難誘導	
1 安否確認の方法	9
2 避難誘導の手段・経路等	9
第7章 避難所における支援	
1 避難所における支援方法	10
2 避難所運営における留意事項	10
<様式1> 避難行動要支援者名簿	11
<様式2> 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）	12
<様式3> 私の避難支援プラン（個別計画）及び個人情報提供同意書	13
<様式4> 同意者名簿受領書	15
<様式5> 個人情報保護に関する誓約書	16
<様式6> 代表者等変更届	17

第1章 総則

1 計画の目的

災害発生時に最も重要なことは、自らの身を守る「自助」であるが、その身体的特性等から「自助」が困難な避難行動要支援者については、周りの人々からの様々な支援が必要である。

近年、国内においても、局地的大雨などの自然災害により、人的被害の発生、家屋の倒壊、河川の氾濫、ライフラインの途絶など多くの被害が発生し、こうした災害時に支援が必要と考えられる方への対策が大きな課題となっている。

この避難行動要支援者の避難支援プラン（以下、「全体計画」という。）は、避難行動要支援者への避難の支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、「避難支援等」という。）を適切かつ円滑に実施するとともに、迅速かつ的確な避難支援体制を整備することにより、避難行動要支援者の安全安心の確保を図ることを目的とする。

2 計画の位置付け

この全体計画は、地域福祉推進の重要な役割を担う「共助」と行政が主として行う「公助」の役割を明確にし、秩父別町地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）の「要配慮者対策」を具体化するものです。

また、この全体計画で想定する災害は、局地的な大雨や台風等による風水害、地震災害とし、その他の災害又は危機事象等においても、この全体計画に準じた対応を実施するものです。

◆災害対策基本等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）により、これまでの「災害時要支援者」は「避難行動要支援者」に名称が変更されました。

3 避難行動要支援者の避難支援に関する計画の構成

避難行動要支援者の避難支援等の取り組みは、地域防災計画で定めるとともに、具体的な推進手法等を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりの支援計画を定めた避難支援プラン（個別計画）（以下、「個別計画」という。）により構成するもの。

「全体計画」とは、本計画のことを指し、避難行動要支援者の避難支援全体に係わる事項や災害時の対応など実効性のあるものとするための個別計画の作成等について定めるものとする。

「個別計画」とは、特に人的支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、必要とされる支援内容などを個別に具体的に示し、作成（登録）するもの。

避難行動要支援者の避難支援に関する構成イメージ図

秩父別町地域防災計画



避難行動要支援者の避難支援全体計画

避難行動要支援者の避難支援全般に係わる事項や避難支援プラン（個別計画）の作成などを記載。【※本計画】



避難支援プラン（個別計画）

避難行動要支援者一人ひとりについて、その状況や避難支援等を具体的に記載。

第2章 避難行動要支援者

1 避難行動要支援者の要件

避難行動要支援者とは、要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、その他特に配慮を要する者）のうち、災害発生時又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とし、生活基盤が原則として自宅（一時的に入所、入院している者を含む）にある次の要件に該当する方とする。

(1) 独居高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯

(2) 要介護認定者

介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護認定3～5を受けている方

(3) 障がい者

ア) 身体障がい者

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規程により身体障害者手帳の交付を受け、下記の手帳を所持する方

①体幹 1～3級 ②上肢 1、2級 ③下肢 1～3級 ④視覚 1、2級

⑤聴覚 2、3級 ⑥内部 1～3級 ⑦音声・言語・咀嚼 3級

イ) 知的障がい者

「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、AもしくはBを所持する方

ウ) 精神障がい者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条の表の1級もしくは2級の精神障害者保健福祉手帳を所持する方

(4) 難病患者や人工透析、酸素療法、インシュリン注射等の医療依存度が高い方

(5) 食事療法中の方、妊婦等定期的に医療の必要な方

(6) その他支援の必要な方

上記の該当者以外の方であっても、災害時において避難支援が必要と認められるもので、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した方

※ 施設入所者や乳幼児については当該施設の職員等あるいは父母等の保護者が存在していることから対象から除く

第3章 避難支援等関係者及び避難行動要支援者名簿等の作成・管理

1 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等の実施する関係機関（以下、「避難支援等関係者」という。）は、次に掲げる団体及び個人とします。

- 1) 深川地区消防組合深川消防署秩父別支署
- 2) 深川警察署
- 3) 民生委員
- 4) 秩父別町社会福祉協議会
- 5) 自主防災組織
- 6) 町内会及び避難所の管理責任者
- 7) その他避難支援等関係者として町長が認める方

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者情報の収集

町は、要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する方を把握するため、関係する課で把握している要介護高齢者や障がい者などの情報を収集に努め、その際要介護状態区分や障がい種別、支援区分別なども把握するものとする。

また、町が把握していない情報で要支援者名簿の作成のために必要があるときは、関係機関の協力を得ながら必要な情報の収集に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿作成・保管

町は、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下、「要支援者名簿」という。）を作成し、保管するものとする。

また、要支援者名簿の作成及び保管については、防災担当課及び介護・福祉担当課とする。

(3) 名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿<様式1>に記載する避難行動要支援者の情報は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|-------------|
| ①町内会名 | ⑧住所又は居所 |
| ②民生委員名 | ⑨電話番号及び携帯電話 |
| ③情報提供同意の有無 | ⑩要件区分 |
| ④氏名 | ⑪支援内容 |
| ⑤性別 | ⑫避難場所 |
| ⑥生年月日 | ⑬備考 |
| ⑦年齢 | |

3 要支援者名簿の提供に関する同意確認

町は、要支援者名簿に基づく避難行動要支援者に対して、制度の内容を周知するとともに、平常時から避難支援等関係者へ情報提供することについての理解を得るため、個人情報提供同意書〈様式3※個別計画と同様式〉により同意の確認を行うものとする。

また、避難行動要支援者に対する同意確認を得る際には、次の点について周知し、理解を得るものとする。

- ①災害時において避難行動要支援者の対象であっても、自助が必要不可欠であること。
- ②避難支援等は、避難支援等関係者及び地域において避難支援等の協力を行う者（以下、「地域支援者」という。）の安全確保が前提となるため、避難の支援が遅れたり、困難となる場合もあること。

4 避難支援等関係者への要支援者名簿の提供

町は、円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつけるため、同意を得た避難行動要支援者の情報を集約した、避難行動要支援者名簿（同意者名簿）（以下、「同意者名簿」という。）を作成・保管し、平常時より避難支援等関係者へ同意者名簿を提供する。

同意者名簿に記載する情報は、〈様式2〉のとおりとし、同意者名簿の提供は、原則紙媒体によるものとする。

町は、同意者名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次のことについて指導する。

- ①当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- ②同意者名簿の提供を受ける方は、正当な理由なく、当該同意者名簿に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らさないこと。また、同意者名簿の受領にあたっては、「同意者名簿受領書」〈様式4〉及び「個人情報保護に関する誓約書」〈様式5〉を町に提出することとし、代表者等に変更があった場合には、速やかに町に「代表者等変更届」〈様式6〉を提出すること。
- ③同意者名簿を施錠可能な場所へ保管するなど、厳重な保管をすること。
- ④目的外使用及び必要以上の複写等はしないこと。
- ⑤同意者名簿の利用の必要がなくなったときは、すみやかに町へ返却すること。

5 災害時の情報提供

要支援者名簿を保管する防災担当課及び介護・福祉担当課は、災害時において避難行動要支援者の生命及び身体を保護するために、要支援者名簿の提供が必要であると認めるときは、本人同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者及び救出活動等を行う方などに対して要支援者名簿の情報を提供できるものとする。

6 情報の更新と共有

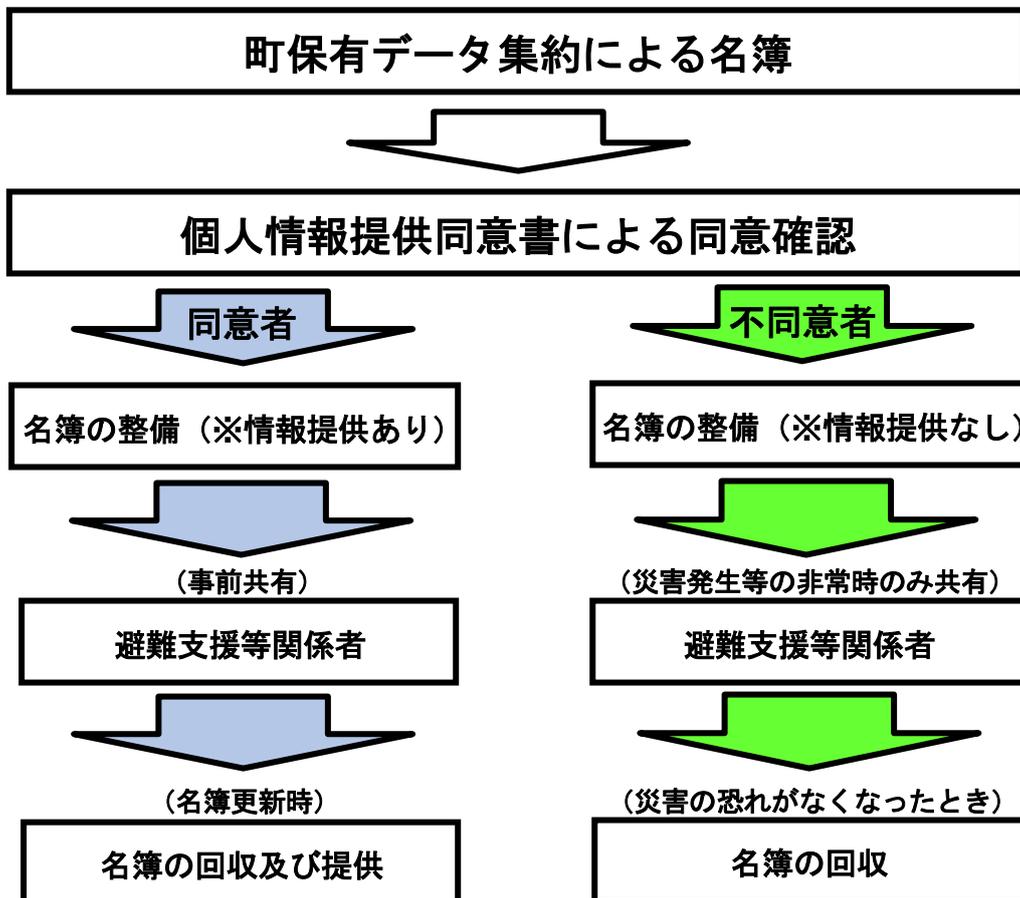
(1) 情報の更新

町は、災害時における迅速かつ的確な支援を行うため、要支援者名簿に記載されている対象者の状況の変化を把握した場合は、その都度、要支援者名簿の更新を行うものとし、適正な状態で管理するよう努める。

(2) 情報の共有

要支援者名簿の更新のほか、避難支援等関係者の協力により、同意名簿に変更があった場合は、町は避難支援等関係者と情報の共有を図ることとする。

【名簿作成から提供までのイメージ図】



第4章 避難支援プラン（個別計画）の作成

1 避難支援プラン（個別計画）の作成

（1）避難支援プラン（個別計画）作成の推進

災害時に避難行動要支援者の避難支援等を迅速かつ適切に実施するため、避難行動要支援者ごとの状況把握や各地域において避難行動要支援者を災害時に誰が支援して、どこの避難所等に避難をするかなど、支援が必要な一人ひとりについて個別計画を作成する。

（2）避難支援プラン（個別計画）の作成

個別計画の作成に当たっては、避難行動要支援者の同意確認とともに、必要に応じて民生委員や町内会などの協力・支援を得て作成する。

この個別計画は、次の方を対象とし作成する。

- ①避難行動要支援者の対象で、個人情報提供の同意確認が得られている方
- ②対象となる避難行動要支援者と同等の状況にあるものと認められる方で、自ら（状況によっては家族が）支援を希望し、個人情報を提供することに同意した方

（3）個別計画の記載事項

個別計画に記載する避難行動要支援者の情報は、＜様式3＞のとおりとする。

（4）避難支援プラン（個別計画）の更新

災害時に迅速かつ適正な避難を行うため、個別計画の内容に変更等が生じた場合、本人または、家族からの変更の申し出により、更新を行い適正な状態で管理するように努めるものとする。

第5章 避難支援体制

1 支援体制の整備

（1）町における避難支援体制の整備

町は、全体計画の円滑な運用を図るため、防災担当課と福祉担当課が連携して避難行動要支援者の避難支援のための業務を推進するとともに、防災担当課と福祉担当課は、平常時より要支援者名簿や個別計画の作成や管理、一般の避難所では対応が困難な避難行動要支援者を収容できる避難所（以下、「福祉避難所」という。）の確保、人材の育成・啓発・訓練、避難行動要支援者からの相談のほか、災害時には情報の収集・伝達や必要な避難支援等が実施できる体制整備に努めることとする。

（2）地域における避難支援体制の整備

民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、町内会などの避難支援等関係者は、日頃から地域の避難行動要支援者の所在や状態について把握するとともに、地域の住民やボランティア組織等と協力し、災害時には避難行動要支援者の避難支援が行える体制の整備に努めることとする。

2 町及び避難支援等関係者の役割

(1) 町の役割

- ①避難行動要支援者の把握
- ②要支援者名簿と個別計画の作成・管理
- ③災害や避難に関する情報の伝達体制の整備
- ④避難支援等関係者との協力関係の構築及び連絡体制の確立
- ⑤一般の指定避難所における避難行動要支援者に配慮した設備の改善
- ⑥福祉避難所の指定
- ⑦自主防災組織の結成促進、地域防災力強化のための資機材の整備
- ⑧避難行動要支援者の避難支援に関する知識の普及啓発
- ⑨避難行動要支援者の避難支援を盛り込んだ防災訓練の企画・実施
- ⑩避難情報の発表及び伝達
- ⑪災害時における避難行動要支援者の避難支援等
- ⑫災害時における避難行動要支援者の避難状況の把握
- ⑬避難所における避難行動要支援者の心のケア及び健康管理に関する指導・助言

(2) 深川地区消防組合深川消防署秩父別支署の役割

- ①災害時における避難情報の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ②災害時における避難誘導の支援及び救助

(3) 民生委員の役割

- ①避難行動要支援者の把握と調査への協力
- ②個別計画作成への働きかけ及び協力
- ③災害時における避難誘導の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ④災害時における避難誘導の支援への協力

(4) 秩父別町社会福祉協議会の役割

- ①避難行動要支援者を把握するための調査への協力
- ②個別計画作成への働きかけ及び協力
- ③災害時における避難行動要支援者の安否確認への協力

(5) 自主防災組織、町内会の役割

- ①避難行動要支援者の把握及び調査への協力
- ②個別計画作成への働きかけ及び協力
- ③災害時における避難情報の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ④災害時における避難誘導の支援

第6章 安否確認及び避難誘導

1 安否確認の方法

(1) 安否情報の収集体制の整備

町民の生命・身体に被害を及ぼす規模の災害が発生した場合、町、避難支援等関係者及び地域支援者は、協力して迅速かつ的確に避難行動要支援者の安否確認を行うものとする。

① 町

町は、避難支援等関係者及び地域支援者による安否情報及び避難情報を集約するとともに、要支援者名簿を活用し、安否確認を行う。この場合において、安否未確認者があるときは、深川警察署、深川地区消防組合深川消防署秩父別支署に安否確認を要請する。さらに、安否未確認者の中に、身体・生命に影響するような被害が予想される方がいるときは、深川警察署、深川地区消防組合深川消防署秩父別支署等と連携し救出活動体制を整備するものとします。

② 避難支援等関係者及び地域支援者

避難支援等関係者は、関係する避難行動要支援者の安否について相互に協力して情報を交換できる体制を整備し、実施可能な範囲内で把握に努めるものとする。

地域支援者は、担当する避難行動要支援者の電話番号を携帯するなどして連絡手段を確保し、迅速な安否確認の実施や町の安否確認情報窓口への円滑な情報の提供に努めるものとする。

(2) 安否確認の実施

安否確認は、より正確な情報を収集するため、避難行動支援者との面会や電話連絡などの直接的な方法によるものとし、避難支援等関係者及び地域支援者の連絡網等を最大限活用するなどして迅速に行うものとする。

また、避難支援等関係者及び地域支援者は、避難行動要支援者が消息不明の場合、災害対策本部の安否確認情報窓口連絡するものとする。

2 避難誘導の手段・経路等

避難情報が発令された場合、特に人的支援を要する避難行動要支援者については、個別計画に基づき、避難支援等関係者や地域支援者が連携して避難誘導を行い、それ以外の避難行動要支援者については、近隣町民の日頃からのつながりにより、また同居の家族がいる場合は、家族が避難行動要支援者を避難させるよう努めるものとする。

避難経路の選定に当たっては、地震の際に倒壊の恐れのある場所や洪水の浸水が予想される危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮するなど、安全な避難経路を選定するよう努めるものとする。

なお、避難行動要支援者が避難所等へ避難した際には、避難支援等関係者及び地域支援者は、避難所の責任者へ避難行動要支援者の引き継ぎを行うものとする。

第7章 避難所における支援

1 避難所における支援方法

(1) 避難所の開設

町は、災害時において、地域防災計画に定める基準に基づき速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整えるものとする。

(2) 避難所の環境整備

避難行動要支援者は、日常的に介護等の支援を必要とする場合が多く、避難所に指定されている施設においても介護・支援等が必要となるケースが予想される。特に避難所生活が長期化する場合には、介護・支援等の必要性が高まるものと考えられることから、町は、地域防災計画で指定する避難所について、避難行動要支援者の利用にも配慮した備蓄や環境整備に努めるものとする。

2 避難所運営における留意事項

(1) 避難所生活での配慮

① 救援物資の供給に関する配慮

町は、避難所の運営や食料等の救援物資の配布については、避難行動要支援者に配慮するよう努めるものとする。

② 情報提供での配慮

避難者への情報提供は、音声だけでなく掲示も併用するなど要配慮者の状況に配慮した対応に努めるものとする。

(2) 心のケア

被災によるショックや強い不安感など慣れない避難所生活の中では、身体の疲労やストレスの蓄積などによる体調への影響が懸念される。

このようなことから、精神的な負担を軽減するため、ボランティアや地域の人たちからの声かけにより、避難行動要支援者の理解・交流を深めることや保健師等による健康相談、専門家などの協力を得るなど心のケアに努めるものとする。

避難行動要支援者名簿

※同意及び要件区分欄には、該当に○を記入

【要件区分】 ①～高齢者・②～要介護・③～身体障害・④～知的障害・⑤～精神障害・⑥～その他

No.	町内会	民生委員	同意	氏名	性別	生年月日	年齢	住所	電話番号		要件区分						支援内容	避難場所	備考
									(固定)	(携帯)	①	②	③	④	⑤	⑥			
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			

避難行動要支援者名簿（同意者名簿）

No.	町内会	民生委員	氏名	性別	生年月日	年齢	住所	支援内容	避難場所	備考
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

同意者名簿受領書

秩父別町長 様

私は、秩父別町避難行動要支援者の避難支援プラン(全体計画)における当団体に関する
のある「避難行動要支援者名簿（同意者名簿）」を受領いたしました。

年 月 日

団体名 _____

代表者氏名 _____

代表者住所 _____

年 月 日

秩父別町長 様

町内会名 _____

(代表者)

氏 名 _____

住 所 _____

連絡先 _____

個人情報保護に関する誓約書

避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の提供を受けるにあたって、個人情報保護法及び秩父別町個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を理解し、避難行動要支援者の個人情報について、下記の項目を遵守することを誓います。

記

1 基本的事項

名簿を取り扱うにあたっては、避難行動要支援者個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適切な取り扱いに努めること。

2 目的外利用の禁止

名簿は、以下に定める目的以外に利用してはならない。

- (1) 避難行動要支援者への避難情報の伝達、災害時の安否確認、避難所への避難誘導など、一連の避難支援等による行動のため使用すること。
- (2) 避難支援等を円滑に実行するため、避難行動要支援者の個別避難計画作成や災害時に備えた避難訓練、日頃の見守り活動のため使用すること。

3 適正管理

- (1) 知り得た個人情報を関係者以外に漏らさないこと。
- (2) 名簿を必要以上に複写・複製しないこと。また、パソコンへの取り込みなどデータ化をしないこと。
- (3) 名簿の破損・紛失の際は速やかに町に報告し、町とともに誠意をもってその処理にあたること。
- (4) 当該事業から退くなど情報を取り扱う必要がなくなった場合は、名簿を速やかに後任者に引き継ぐこと。また、後任者がいない場合には速やかに町に返却すること。
- (5) 代表者は1～3の項目を団体内で周知徹底し、代表者等に変更があった場合には、速やかに町に代表者等変更届（様式6）を提出すること。

代表者等変更届

年 月 日

秩父別町長 様

町内会名 _____

(代表者)

氏 名 _____

住 所 _____

連絡先 _____

「秩父別町避難行動要支援者避難支援事業」実施地区であります当町内会の代表者等が変更となりましたので、下記のとおり報告します。

【変更前】

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

F A X _____

【変更後】

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

F A X _____